

平成23年1月7日
委員 戎井重樹

・ワーキング・グループの論点

- ① 寄附者が適切に判断できる財務情報としての決算届け出様式の変更時期と財務情報の開示範囲
- ② 寄附者が信頼し適切に判断できる財務情報の拠り所となる会計基準の適用時期
- ③ NPO法人のガバナンス制度としての監事監査報告書様式(雑型の提示)
- ④ 寄附者が拠り所とする財務情報の適正性を保証する会計監査の評価
- ⑤ 財務情報のHP掲載の可否

・共通化すべき情報とか何か

- ① 決算情報の拠り所となる会計基準
- ② 財務諸表等(財務諸表と財産目録)
- ③ ガバナンス制度の状況・監事監査、公認会計士・監査法人による会計監査

・現状の問題点とその対策案

・データベースサイト等のアクセス数(貴団体がデータベースサイト等を運営されている場合)

特になし

・貴団体の取組において、好評を得ていること、苦勞していること、その克服方法

特になし